

## 令和8年度飯豊町脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、環境省が公募する脱炭素先行地域に選定された本町の地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（以下「町事業計画」という。）を推進するため、別表に規定する補助対象者が同別表に規定する補助対象事業を行うのに要する経費について町長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）に定めるところによる。

2 前項のほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象地域 飯豊町内

(2) 再エネ100パーセント電力 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱）によって発電された電力をいう。

(3) 高齢者世帯 令和8年度中に満65歳以上に達する者のみで構成される世帯をいう。

### (補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助対象事業、補助対象者、補助金額等は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の交付は、補助対象者が設置する一の設備に対しそれぞれ1回限りとし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

(1) 補助対象地域に住所を有しない者で、かつ、第12条に規定する実績報告書の提出期日までに補助対象地域に住所を有する見込みがない者

(2) 設備を導入しようとする建物を賃借している者

(3) 飯豊町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されるべき関係を

有する者

(4) 自己及び同一世帯に属する世帯員全員が町税（国民健康保険税を含む。）、介護保険料、水道料及び保育料等行政サービスを受けるうえで本町に納付義務が発生している公的な納付金について滞納がある者

(5) 設置する設備について、他の法令並びに予算制度等に基づき国、県又は本町が実施する他の補助金の交付を受けている者

(6) 前5号に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないと町長が認める者

(交付の申請等)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、令和8年度飯豊町脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、補助対象事業に着手する前に町長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条に規定する交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金の交付の決定をするものとし、その内容及びそれに付した条件を交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

2 第4条に基づく申請が複数あり、かつ申請に基づく交付額が予算の範囲を超えそうな場合の交付決定方法は、抽選その他公正な方法により行う。

3 高効率換気空調設備（エアコン）の交付決定者のうち、高齢者世帯がその半数程度になるようにするものとする。

(交付決定の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 設備を導入する建築物の使用電力を、再エネ100パーセント電力にし、補助対象事業の完了年度の翌年度から起算して5年以上継続すること。

(2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度の登録を行わないこと。

(3) 第5条の規定に基づいて補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、管理

するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(4) 規則第22条ただし書に規定する町長が定める期間は、法定耐用年数とする。

(5) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境省発第080515002号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）の例による。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

（変更の承認申請）

第7条 補助事業者が、規則第7条第1項第1号の変更をしようとする場合は、令和8年度飯豊町脱炭素先行地域づくり事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことがないもの
- (2) 補助対象事業の趣旨を変更するものではない事業計画の細部の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他町長が軽微な変更と認める事項

3 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、結果を、令和8年度飯豊町脱炭素先行地域づくり事業補助金変更承認（不承認）書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（施工業者の要件）

第8条 補助対象事業における施工業者は、本町内に所在地を有する個人事業者又は本店を有する法人事業者で、当該事業を適正に施工できる者であること。

（補助事業者の責務）

第9条 補助事業者及び導入した設備を使用する者は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 環境省への実績値の報告を目的に、法定耐用年数を経過するまでの間、導入した設備の稼働量データ（発電量及び充放電量）及び設備を導入した建築物の電力使用量データの提出を通じ、本町が実施する調査に協力しなければならない。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町事業計画の実現のため、町長が協力を求めるときは、これに協力するよう努めること。

（交付の決定の取消し等）

第10条 町長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 第9条第1号の責務を果たさなかったとき。

2 町長は、前項の規定並びに規則第10条第1項、第17条第1項及び第2項の規定により交付の決定を取り消し、又は変更したときは、補助事業者に対し令和8年度飯豊町脱炭素先行地域づくり事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（報告等）

第11条 町長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助事業者に対し、補助金の交付に関し、遂行状況、経理状況等の必要な事項について、令和8年度飯豊町脱炭素先行地域づくり事業実績（又は状況）報告書（様式第6号）により報告をさせ、検査し又は指示することができる。

（実績報告）

第12条 規則第14条に規定する実績報告は、令和8年度飯豊町脱炭素先行地域づくり事業実績（又は状況）報告書（様式第6号）により行い、その提出期限は、補助対象事業に係る工事の完了の日から30日を経過する日又は令和9年2月末日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、別表のとおりとする。

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、補助事業者から前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度飯豊町脱炭素先行地域づくり事業補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条に規定する補助金額確定通知書を受け取った後において、令和8年度飯豊町脱炭素先行地域づくり事業補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による適正な請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（手続の委任）

第15条 申請者は、提出書類の作成及び提出を施工業者に委任することができる。

(書類の整備保管)

第16条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法定耐用年数を経過していない場合においては、前項の規定にかかわらず、当該期間が経過するときまで財産管理台帳その他関係書類を整理保管しておかななければならない。

3 前2項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定によりこの要綱が効力を失った際の第6条、第9条から第11条まで及び第16条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

1 既存住宅断熱改修事業

補助対象事業	施工業者に行わせる既存住宅の断熱改修を行う事業であって、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙1 (以下「国実施要領別紙1」という。) の2ウ(ス)に定める交付要件を満たすもの。ただし、整備する設備は、商用化され、導入実績があるものとし、中古設備は、原則、交付対象外とする。
補助対象者	自らが所有する補助対象地域に存する既存住宅の断熱改修を行う者

補助金額	<p>既存住宅の断熱改修にかかる費用の3分の2以内（断熱改修と直接関係のない改修にかかる費用を除く。）の額とする。ただし、戸建住宅1戸当たり120万円（このうち玄関ドアは上限5万円）を上限とする。</p>
補助金交付申請書の添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付申請概要書</li> <li>2 見積書の写し（設備ごとに事業費が区分でき、補助対象経費の内訳が明記されているもの）</li> <li>3 世帯員全員の納税証明書</li> <li>4 調査同意書</li> <li>5 住民票謄本</li> <li>6 登記事項証明書</li> <li>7 地図、設計図、平面図等（整備する箇所が分かるもの）</li> <li>8 改修率算定シート及び改修に用いる断熱材、建材等の製品に係るメーカー、型式及び性能を確認できる書類</li> <li>9 改修箇所に係る改修前の写真</li> <li>10 その他町長が必要と認める書類</li> </ol>
補助事業実績報告書の添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実績報告概要書</li> <li>2 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し（補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの）</li> <li>3 住民票謄本（申請後に居住した者に限る。）</li> <li>4 登記事項証明書（申請後に所有した者に限る。）</li> <li>5 契約書の写し</li> <li>6 設備の導入前、施工中及び導入後の写真（導入の前後で同じ位置から撮影すること。設備の</li> </ol>

	<p>型式がわかるように撮影すること。導入後に導入を目視で確認することができない場合は、写真で導入を確認できるように撮影すること。）</p> <p>7 設備を導入した建築物の使用電力を再エネ100パーセント電力にしたことを証する書類（契約した小売電気事業者名、プラン名契約日が確認できるもの）</p> <p>8 交付申請時から変更がある場合にあっては、導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図等の補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類）</p> <p>9 処分費を補助対象とする場合は、処分にかかる内訳の明細書類・マニフェスト（産業廃棄物管理票）</p> <p>10 その他町長が必要と認める書類</p>
--	---

2 高効率換気空調設備、高効率給湯器等導入事業（エアコン・エコキュート）

補助対象事業	<p>施工業者に行わせる高効率換気空調設備、高効率給湯器を導入する事業であって、国実施要領別紙1の2ウ（テ）に定める交付要件を満たすもの。ただし、整備する設備は、商用化され、導入実績があるものとし、中古設備は、原則、交付対象外とする。</p>
補助対象者	<p>自らが所有する補助対象地域に存する既存住宅又は補助対象地域に新築する住宅に高効率換気空調設備又は高効率給湯器を導入する者</p>
補助金額	<p>補助対象事業費（国実施要領別紙1の2ウ（テ）における交付対象事業に係る費用をいう。）の3分の2以内の額とする。ただし、戸建住宅1戸当たり、高効率換気空調設備は16万円、高効率給湯器は30万円を上限とする。ただし、ECHO</p>

	<p>NET Lite規格に準拠した設備を導入し、エネルギーマネジメントを行うこと。</p>
補助金交付申請書の添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 見積書の写し（設備ごとに事業費が区分でき、補助対象経費の内訳が明記されているもの。処分費を補助対象経費とする場合は、機器等の個数や部材数が明記されているもの。）</li> <li>2 世帯員全員の納税証明書</li> <li>3 調査同意書</li> <li>4 住民票謄本</li> <li>5 地図、設計図、平面図等（整備する箇所が分かるもの）</li> <li>6 設備の仕様書又はカタログ（メーカー、型番、性能等が分かるもの）</li> <li>7 買替前の設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの</li> <li>8 買替前の設備の写真（メーカー、型番等が分かるもの）</li> <li>9 省CO<sub>2</sub>効果を証明する書類</li> <li>10 その他町長が必要と認める書類</li> </ol>
補助事業実績報告書の添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し（補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの）</li> <li>2 住民票謄本（申請後に居住した者に限る。）</li> <li>3 契約書の写し</li> <li>4 設備の導入前、施工中及び導入後の写真（導入の前後で同じ位置から撮影すること。設備の型式がわかるように撮影すること。導入後に導入を目視で確認することができない場合は、写真で導入を確認できるように撮影すること。）</li> <li>5 設備を導入した建築物の使用電力を再エネ1</li> </ol>

	<p>00パーセント電力にしたことを証する書類 (契約した小売電気事業者名、プラン名及び契約日が確認できるもの)</p> <p>6 交付申請時から変更がある場合にあっては、導入設備の実際の設置図(平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図等の補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類)</p> <p>7 高効率空調機器の更新の場合にあっては、旧高効率空調機器の家電リサイクル券の写し</p> <p>8 処分費を補助対象とする場合にあっては、処分にかかる内訳の明細書類・マニフェスト(産業廃棄物管理票)</p> <p>9 その他町長が必要と認める書類</p>
--	---